

さいたま市住宅扶助費減額事件

弁護士(埼玉) 鴨田 譲

1 はじめに

平成25年から平成27年にかけて3度に渡り生活保護費のうち生活扶助費が引き下げられた。この引下げは、生活保護利用者の生存権を侵害するものであり、現在全国各地の地方裁判所で国及び各福祉事務所を被告とした訴訟が行われている。そ

して、平成27年7月1日には、今度は生活保護費のうち家賃に相当する住宅扶助費の見直しが行われ、多くの世帯で住宅扶助費が引き下げられ、または将来的に引き下げられる結果となった。この引下額は各地域によって異なるが、埼玉県ではその引下額が特に大きく、2級地(越谷市、熊谷市

など)の2人世帯では月6万2000円から月5万2000円へと1万円も引き下げられる結果となった。さいたま市でも2人世帯の場合、月6万2000円から月5万4000円へ8000円も引き下げられた。もっとも、この引下げには経過措置が設けられており、例えば、通院、通勤、通学等の理由で本人の自立助長の観点からそれまで居住していた住居に引き続き居住する必要がある場合などには平成27年7月1日以降も旧基準額の適用を受けることができる。

本件は、さいたま市内で生活保護を利用しながら生活をしてきた母子家庭が平成27年7月1日に住宅扶助費を8000円引き下げられたため、経過措置を適用せずに行った福祉事務所のかかる処分は不当として埼玉県知事に対して審査請求を行ったところ、同年10月19日、審査庁がかかる減額処分を不当として取り消したという事例である。

2 事案の概要

Aさん(女性)は、小学生の子どもと2人で生活保護を利用しながらさいたま市内で暮らしていた。Aさんのアパートの家賃は月7万8000円でさいたま市2人世帯の住宅扶助旧基準額月6万2000円を1万6000円上回っていた。平成27年7月1日の住宅扶助基準額改定により、新基準額は月5万4000円となったが、Aさんには経過措置が適用されることなく住宅扶助費が新基準額に引き下げられた(以下「本件減額処分」)。このため、Aさんは、経過措置の適用をせずに住宅扶助費を8000円も引き下げたことは不当として、埼玉県知事に対して審査請求を行った。

3 本件の争点

本件の争点は、福祉事務所が本件減額処分を行うに当たり、経過措置の適用を適切に検討したといえるか否かである。本件で問題となった経過措置は以下の2つである。

○経過措置1

(1) 世帯員が当該世帯の自立助長の観点から引き続き当該住居等に居住することが必要と認められる場合として次のいずれかに該当する限りにお

いては、引き続き、旧基準額を適用して差し支えない。

(略)

(2) ア(イ)現に就労又は就学しており、転居によって通勤又は通学に支障を来すおそれがある場合

○経過措置2

(2) 引き続き当該住居等に居住する場合であって、現在の生活状況等を考慮して、次のいずれかに該当する限りにおいては、それぞれ定める期間内において、引き続き旧基準を適用して差し支えない。

(略)

ウ 当該世帯に係る月額の家賃、間代等が当該世帯に適用されている旧基準を超えている場合であって、転居先を確保するため努力を熱心かつ誠実に努力している場合 福祉事務所が行っている転居に係る指導において設定した期限(平成28年6月までに限る)までの間。

4 審査庁の判断

(1) 経過措置1について

福祉事務所は、転居により生じるおそれのある支障について調査把握の上、経過措置1の適用を個別具体的に検討すべきであったが、そのような検討がなされたとは認められない。

(2) 経過措置2について

処分庁からAさんに対し、転居先物件探しについての方法や回数、物件探しの際の条件設定や期限等、指導への対応状況によりAさんの熱心さや誠実さを客観的に把握しようとする具体的な指導を福祉事務所が行った記録、Aさんの転居先物件探しの実態を福祉事務所が調査把握した記録はない。

(3) 結論

以上から、処分庁が行った局長通知に基づく経過措置の適用にかかる検討は適正に行われたとは認められず、経過措置の適用にかかる適正な検討を経ずに住宅扶助費を減額変更した処分庁の処分は不当であるとして、福祉事務所が行った本件減額処分を取り消した。

